

学校令直後の女子教育論について

— 大日本教育会雑誌に関連して —

On the Theory of Women's Education after the Gakkorei

永 田 千 恵 子

緒 言

- I 学校令と女子教育
 - II 教育世論における女子教育の目的と制度
 - III 世論における教育内容
- 結 論

緒 言

明治5年の「学制」に際して、明治政府は、男女平等に教育を受けさせる方針を示した。しかし、現実には女子の教育に理解が乏しく、これを実現させることは、なかなか困難であった。その後、今次大戦の敗戦まで、男子の教育に対して、女子の教育が平等でなかったことは周知の事実である。教育における男女平等が、制度上において実現したのは昭和21年からであろう。このような現実には、明治以降、当時の日本社会における女性観に起因するものと考えられる。それで、このような女性観と女子教育を、順次検討することによって、戦前の日本教育の構造をみることにしたい。まず、女子教育が、徐々に普及しはじめた学校令以後、明治20年代の女子教育に対する考えを、世論を通して検討することにする。

I 学校令と女子教育

明治政府は、明治5年の「学制」に際して、太政官布告に、「自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」となし、さらに「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事云々」と述べて、男女の別なく教育の機会均等に務めた。しかし、その後の教育普及の状況を見ると、女子の就学は、第1表で見るように、男子に比較して極めて不振であった。その理由は第一に、一般的に教育に対する理解が不十分であったことと、義務規定が不明確であったことであり、

学校令直後の女子教育論について

第1表 小学校の就学率

年次	男	女	平均	年次	男	女	平均
明治 6	39.90	15.14	28.13	明治 22	64.28	30.45	48.18
7	46.17	17.22	32.30	23	65.14	31.13	48.93
8	50.49	18.58	35.19	24	66.72	32.23	50.31
9	54.16	21.03	38.32	25	71.66	36.46	55.14
10	56.97	22.48	39.88	26	74.76	40.59	58.73
11	57.59	23.51	41.26	27	77.14	44.07	61.72
12	58.21	22.59	41.16	28	76.65	43.87	61.24
13	58.72	21.91	41.06	29	79.00	47.53	64.22
14	59.95	24.67	44.98	30	80.67	50.86	66.65
15	64.65	30.98	48.51	31	82.42	53.73	68.91
16	67.16	33.64	51.03	32	85.06	59.04	72.75
17	66.95	33.29	50.76	33	90.55	71.73	81.48
18	65.80	32.07	49.62	34	93.78	81.80	88.05
19	61.99	29.01	46.33	35	95.80	87.00	91.57
20	60.31	28.26	45.00	36	96.59	89.58	93.23
21	63.00	30.21	47.36	37	97.16	91.46	94.43

文部省の「学制80年史」（昭和29年3月15日発行）P.1036

第二に、特に女子の教育についての理解がなかったことによると考える。

このような状況で、明治19年4月に「学校令」が公布された。これによれば、小学校令第3条に「児童6年ヨリ14年ニ至ル8箇年ヲ以テ学齡トシ父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」と規定して、はじめて「義務あるものとす」の語をさらに掲げて、小学校教育の義務制が制度上はじめて確立したのである。従って、この制度規定から、女子の就学率の向上も考えられるが、それでも、男子に比較すれば、女子の就学率は依然として低かった。初等教育の男女の就学率が、ほぼ接近した明治30年代の後半に入ってから、男女ともに、9割を越す就学率をみるようになった。以上のような経過を辿って生じた男女の教育の格差は、中等教育において一層明確になる。

女子中等学校に関する規定は、学制、明治12年の教育令、同13年の改正教育令、同18年の教育令においても全くなく、ただ同12年、同13年の教育令の「学校においては男女教場を同じくするを得ず云々」^①によって、男女別学の方針をみることができる。この別学である女学校は、早くも明治3年に私立の女子学院、フェリス女学校が既に設立され、公立では明治5年、京都に府立の女学校が設置されていた。しかし、中学校令の中でも、制度としては取扱われていたが、独立の規程はなく、同24年12月中学校令改正の際に、はじめて高等女学校の名称があらわれ、同28年に高等女学校規程が定まり、同32年になって、漸く独立の高等女学校令が公布されたのである。

学校令直後の女子教育論について

女子の中等教育が進展しないのは、女子の小学校就学不振と同様に、保護者の女子教育に対する無理解が大きな原因であったが、それとともに、政府の女子教育に対する無理解・無政策も要因と考えられる。

それは、前述の明治24年の中学校令改正の中にあられ、その第14条に「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス。高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設ケルコトヲ得」と規定している。この項目だけが法制化されたことについて、渋川久子は「男子の中等教育に相応する女子の中等教育に『高等、と冠するのは、女子の場合は、それが同時に『完了、であることをも意味し、女子の教育が、男子の教育よりも一段低いものとして定められた^④』と述べ、女子は男子と同等でなく、女子に対して一段低い格差がつけられたことを指摘している。

また政府は明治28年3月の「高等女学校規程ニ関スル説明」で、次の如く述べている。

「高等女学校ハ勅令（中学校令第14条）ヲ以テ女子ニ須要ナル高等ノ普通教育ヲ施ス所ニシテ中学校ノ種類タルコトニ定メラレタレトモ爾來別段ノ規程ヲ定ムルコトナク自然ノ発達ニ任シテ今日ニ至レリ今ヤ高等小学校ヲ卒業シテ尚高等ノ教育ヲ受ケンコトヲ希望スル女子年々其数ヲ増シ高等女学校ノ需要益々多キヲ加ヘタレハ今ニ於テ之カ制度ヲ定ムルノ必要ヲ認メ本規定ヲ発セリ」

ここにみられる如く、政府の、女子中等教育に対する態度は「爾來別段ノ規程ヲ定ムルコトナク自然ノ発達ニ任シテ今日ニ至レリ云々」と述べていることによって明らかであるが、女子教育に対して、格別の努力も政策ももたず、まさに放任であったことを告白するものである。また、女子の中等教育は、第2表、第3表でみられる如く、女子の生徒数が、男子の生徒数とは比較にならぬほど僅少である。このことから、女子は男子と同等に扱われず、女子教育は男子の教育の如く普及せず、ごく一部の階層のものに限られていたことをうかがい知ることができる。

志賀匡は、当時の明治政府の女子教育政策について、次のように述べている。「明治政府は、女子教育について目覚ましい発達をさせ、その業績はまことに顕著であるが、その指導原理が近代体制とは似もやらず、女子教育を封建的家族制度擁護の方便とし、女子の人格を認めず、隷属と従順を一方的に強い、それを婦道として掲げ、忍び難きを忍んで、従順、柔和、貞節、孝養を婦徳として努め励むのが女子の本分であり、良妻賢母は、かくしてなると訓える。これは、田中不二麿（明治8年の生徒への訓戒）や、近代学校制度を整えた森有礼の訓示にも明らかにされている。この教育が、教育の名に値するであろうか^⑤」と、政府の政策の矛盾を衝いている。

以上のように、明治政府は教育における男女平等を謳いながら、実際は女子教育に対して格別の努力も政策ももたなかったのみならず、前述の志賀匡も述べる如く、男子と同等でないことが女子の本分であるかのように考えられていたのである。

学校令直後の女子教育論について

第2表 中学校の学校数、生徒数

年 度	学 校 数	生 徒 数	
		計(カッコ内は女子内数)	
明 治 6	20	1,767	(20)
7	32	3,153	(28)
8	116	5,620	(183)
9	201	11,570	(1,030)
10	389	20,522	(1,112)
11	579	29,018	(1,768)
12	784	40,029	(2,748)
13	187	12,256	(389)
14	173	12,315	(204)
15	173	13,088	(84)
16	173	14,763	
17	133	15,100	
18	106	14,084	
19	56	10,300	
20	48	10,177	
21	49	10,441	
22	53	11,530	
23	55	11,620	
24	55	13,355	
25	61	16,189	(538)
26	69	19,563	(949)
27	73	22,515	(ー)
28	87	30,871	(346)
29	100	40,778	(266)
30	118	52,671	(369)
31	136	61,632	(393)
32	166	69,179	(360)
33	194	78,315	(127)
34	216	88,391	(1,173)
35	236	95,027	(1,265)

文部省の「学制80年史」(昭和29年3月15日発行) P.1047

第3表 高等女学校の学校数、生徒数

年 度	学 校 数	生 徒 数
明 治 15	5	286
16	7	450
17	9	590
18	9	616
19	7	893
20	18	2,363
21	19	2,599
22	25	3,274
23	31	3,120
24	29	2,768
25	27	2,803
26	28	3,020
27	14	2,314
28	15	2,897
29	19	4,152
30	26	6,799
31	34	8,589
32	37	8,857
33	52	11,984
34	70	17,540
35	80	21,523

文部省の「学制80年史」(昭和29年3月15日発行) P.1049

Ⅱ 教育世論における女子教育の目的と制度

女子教育は、特に男女別学の明確な明治時代の中等教育では、男子に比較して女子は著しい格差がみられ、男女平等には凡そほど遠いものであった。さきに、政府の無理解・無政策ぶりをみてきたが、保護者の女性観・女子教育に対する理解度なども、女子教育不振の大きな原因

学校令直後の女子教育論について

になっているので、ここでは、当時の世論から、女子を教育する目的をどのように考えていたのか、また、いかなる学校制度を教育に望んでいたか、などをみることにする。

まず、女子教育の目的であるが、明治20年代は、女子の小学校就学率が50%前後で、男子よりも女子が常に15%ほど低く、一方、女子の中等教育は、まだ独立した規定がなかった。

かかる状況で矢田部良吉は、女子教育の必要性を「自分が述べるまでもなく、国の開化度を進めるためには、よき母を作り出すこと、その地位を高くすること」とし、さらに「世の中に母親の愛情がなかったら、どのようなことに成行か知れません」^④と述べ、国の進展に役立つ愛情深き母親を、女子教育の目的とみなしていたことがわかる。河原一郎は、「女子教育の目的は、良妻賢母を作るに他ならず」と述べる。この賢母は、「子女の教育に最も大切な時期に、子女の発育に伴う所の教育を司る慈母」であり、また、その母は「国家の品位を高める原素」^⑤「一国の富強」に役立つ母であった。辻新次も「人間の教育は胎教から始まり、すべて母親の手で教育されるので、どうしても女子に高き教育が必要である。女子に見解がなかったならば、薄弱・卑屈な性質を養うことになる」^⑥と述べている。

いずれも、子どもの「よき母」を作るのが、女子教育の目的であって、さきの、矢田部良吉の「母、には、純粋な母親の愛情が感じられるが、河原一郎の「慈母、は「一国の富強」に役立つ母である。この「一国富強」は明治19年、森文部大臣の「夫れ女子教育の主眼とする所を要言せば、人の良妻となり賢母となり」また「国家富強の根本は教育に在り、教育の根本は女子教育にあり云々」^⑦の訓示に基づいたものと考えられ、国家主義的色彩が色濃くなりつつあることが理解される。

この「よき母」とともに「よき妻、になることも要求せられている。エブラルは、「女は人の妻になることを目的にしつけられる」^⑧と云い、さきの矢田部良吉も、「女子が人の妻となりたる後は云々」「教育を受けたる女子は、教育を受けたる男子に嫁するものと仮定して云々」^⑨と述べている。

当時の女子教育の目的が、情け深い愛情ある母親、よき妻、そして慈母を兼ね備えた賢母の訓育となり、時代とともに国家主義的になり、儒教主義的傾向を帯び、国家富強に役立つ母の養成となってゆく。子どものため、夫のため、国家に役立つ母親作りが女子教育の目的となるのである。「男女の別なく」おこなわれるべき教育が、女子教育にこのような重大な任務を課せたのである。男子の教育に、この女子教育の目的に匹敵するような目的が課せられたことがあるであろうか。明治の新しい時代になっても、女子は、常に男子と同等に扱われていなかったことを、この意見は示している。

次に、男子と同等に扱われなかったのは何故であろうか。その第一として、世論のうちの多くは女子には「女子の本分」がある、ということであった。その本分とは何か。中川謙二郎は、「内を治めるという天職」^⑩であると云う。エブラルは、フランスと日本の女子教育を比較して述べ「フランスの女教員に、女の本分を書いた本があり、世間では女も男も同様に教育す

ればよいと云うが、女の尽す本分は余程重いもので、女は一軒の家内で職分を務むれば充分である」と云い「女は、内に止まりて夫に不都合のないように、よく取計らい、子どもの健康をはかり、家を繁昌させること^⑪で、「女の性質と本分から考えれば、男同様の教育をしてはならぬ」のである。つまり、女は家庭内にあって、家事を整え、夫に尽し、子どもを養育し、よき母となるのが「女の本分」であるから、男と同等に扱わないという考え方である。

第二に、教育が性別によって不平等であるのは、女の性質がそれぞれ異なるので、男は男の性質、女は女の性質というように、各々に合ったものを教えるのがよいと云う意見である。この中には、「夫婦は分業である^⑫」が含まれるが、この考えからは男女の格差はあまり感じられない。ごく一部の意見に「女子は男子と同じに働けず、男子に劣っているから男子によって行くべきだ^⑬」という女子軽視の考えがみられる。「同じ仕事をするのは野蛮で文明開化の仕方でない^⑭」と、むしろ男女不平等が、平等であるとする世論もある。最後の意見以外は、女子には女子の本分があり、性質があるから、男子と同等には教育しない、と云う世論が多数を占める。

男女のあらゆる面を平等とする考えは、残念ながら当時の世論に見い出せない。しかし、「女子が男子と同等になれないのは、Ⅲに後述する東京高等女学校の五項目に関する知識と、経済的独立の地位がないから^⑮」と云う意見があり、この時代の考え方としては、進歩的と云うべきであろうか。次いで「五項目に関する労力は、産出力であって、産出力を増すことは、男女同権になることである」と述べて、女子も他人によって生活せず、まず独立を計ることを望んでいる。

学校制度に関して、矢田部良吉は、文部省に対し、次のことを要望している。「文部省は、男子の教育には甚だ行き届きて、高等中学・大学等あるのみならず、大学の卒業生の中、優等なるものは、外国に派遣して、更に完全なる教育を受けしめるのに、その人の妻となり、将来その完全なる教育を受ける児童の母となるべき女子にも、同時に養育しなければならぬ。しかるに文部省は、女子の教育に男子に費す金額の百分の一をも費さず」と云い「女子教育と同一時に注意するの暇なかりしからん」と男子の教育ばかりでなく女子教育にも注意が向けられるよう望んでいる。さらに「女子を養成する為の一大学校を興されんことを^⑯」と女子の高等教育機関が不備であることを指摘し、男子教育に比し、女子教育が等閑に付されている状態を具体的に述べている。政府当局が自ら掲げた「男女平等」が、現実的には、このような形でしか実現されず、女子の中等教育が進まず、男子との格差がますます開くのであった。これは、この責任の一端を政府にもあることとするものである。

女子の高等教育機関については、学校令と女子教育の処で述べたように、女子の中等教育機関は、ずっと遅くに開かれたが、高等教育機関には、まだ進学の道が開かれていなかった。そして女子は、さきに渋川久子が指摘したように、男子の尋常中学校にあたる女学校に「高等」を付して、それ以上進学することはできなかった。辻新次も、この点について「将来子どもを育てる母親に見識が必要であるのに、このような制度では、女子は男子に及ばぬ、我が身は低

いものと思ひ込んでしまうので制度上よくない¹⁷と述べている。男女の性別による格差が女子の中等教育につけられたということを重視しなければならない。

修業年限について、河原一郎は高等女学校を6ヶ年間の年限とする。彼によれば、「尋常小学校の卒業期を満10歳とする。女子の婚姻の期節は19歳乃至20歳であるから、高等女学校の修業年限をこの間に求めて、11歳から16歳とし、このあと19歳までの3年間は、学事実際の稽古または、必家政実習を中心に、他の有益なる学科を兼修する仕組¹⁸」を考えている。

高等教育機関に女子が将来進学できるとして、その大学・専門学校の進学部門には、ここでもまた女子に相応しいもの、が考えられ、大学では文科・理科、専門学校では商業課程が通じていると、さきに続いて辻新次は述べている。進学できる部門は男子の入学する全部門ではなく、女子にふさわしい範囲に限られている点に、女子がまだ学校を自由に選択できず「男女の別なく」の実現しない様相を世論を通して知ることができる。

制度としての職業学校であるが、当時は既に共立職業学校が明治19年に設立されていた。子守学校と「貧女学校」は無月謝で、普通教育と職業教育を各2時間ずつ施すことが考えられている。渡辺嘉重は、「貧民の子女即子守なるものは、終身奴隸の地位を脱する能わず、人生の不幸これより大なるはなし¹⁹」と述べている。子守のために不就学になるということで、身分差や男女の差もあり、保護者の教育への無理解、義務教育の浸透の緩慢など解決すべき多くの問題がある。

男女共学も制度上重要である。小学校の共学可否が盛んに論ぜられている。

まずこれを可とする意見には男女同権があり、否とするものには、「男尊女卑」，「天性にもとり身体を損う」などがある。可とする意見の男女同権の理由は、今までの「男尊女卑」思想を脱するため、共学にすれば男女同じ権利を生じるという意見である。否とする意見の第一は、教育目的に沿って、各々その性を全うさせるために別学がよいと云い、第二は、今は「男尊女卑」の時代であり、或は、これが天性であるから共学はできない、と云う考えで、儒教主義思想が如何に深く浸透しているかがわかるとともに、男女の別のあってはならぬ教育がまだ一般に普及せず、当時の状況が想像される。

「男尊女卑」であるという意見に「動物は横に広く、丈の低いものほど馬鹿なものはない。男子よりも女子の方が背丈が低いから知慧が劣っている。また春情の発達は犬、猫、牛など下等動物の方が人間より早い。女子は、男子より早いので、女子の方が劣等である²⁰」という説がある。これら世論は、そのほとんどが男子のものであるが、一部の男子に、甚だしい女性軽視がみえる。

半日授業制度が提唱されている¹⁷。今の制度では終日学校へ行く制度になっているが、女子は、これでは母についての家庭内の見習いができないので、家事見習いの必要上、今の高等小学校と高等女学校くらいの程度の学校に在る間は、半日以上は家々にいる方が却って教育的で、授業を午前と午後に分ければ教室が二倍に使えと述べている。しかし半日授業にする

と、授業時間が終日の二分の一、つまり男子の半分となり、女は女相当、即ち女子ゆえの授業短縮で、女子教育に対する女子軽視である。

当時、女子教員の給料は男子とは格段の差がつけられていた模様である。木村匡は「小学校に女子教員を採用した場合、男子の二分の一乃至三分の一で雇えるので、学校の経済上からも大いに便利である²⁴」と述べているが、男子が一方的に女子の給料を廉価にして採用し、廉価だから便利とは女性軽視も甚だしく、そのあとに続く「男子の負担を軽減する意味で、女子の給料く安くして交際費用もできる」という言葉からも、女子は男子と同等にはとても扱われず、男子が働く負担を軽減する程度の給料でよく、だから廉価でよい。それでもまだ女子の交際費用ができるのではないかと、廉価でもそれで十分であると考えている。

森文部大臣は「女子には児童の教師になる天性があり、特に小学校下級生の受け持ち教員に適している²⁵」と述べているが、当時は女子の教員は甚だ少なく、貴重な存在であったと思われる。さきの木村匡にも「優等の女子已に教員の職に由りて」とある処から、稀少価値である女子教員ですら給料は男子の二分の一乃至三分の一であったことから、他の職種は推して知るべしである。女子がいかに低い身分として位置づけられていたかを理解することができる。

Ⅲ 世論における教育内容

女子教育の進まなかったのは、Ⅰ、Ⅱで述べたように政府の女子教育に対する無理解・無政策に大きな原因があったが、それと同時に一般社会、特に子女を養育する保護者にもその要因があった。「女子に教育はいらぬ、という考えが随所にあつて、父兄の思想を変えなければならない。中でも、中等以下の子女は、教育の方に足が向いていない²⁶」と云われるように、家庭生活にすぐ間に合わぬ学校教育よりも、日常生活に役立つ裁縫や、その他の稽古ごとに行かせる父兄が当時にはまだ多かった。

中川謙二郎も、「技芸ばかり教えて、学校らしい教育をしない裁縫学校が世の中に沢山あり、女子の為に憂うべき事」と云い、「学校教育の中に裁縫等を取り入れて、裁縫学校を追々廃止すべきだ²⁷」と主張している。

「小学校までが、当時流行した手芸に惑わされて、生徒に技量を競わせたり、作品展には書画の類は殆んどなく、生徒の製作品とは思えぬ高度な手芸作品を出品して、文部省の趣旨に反している²⁸」など、いずれも学校の教育、そして女子教育が、十分理解されなかった当時の社会の人々の女性観・女子教育観の反映とみることができる。

女子の中等教育機関では、女子教育の方針がまだ確立せず、教科や教授の方法も、男子と大差なく、学校令頒布後ごろから、やっと世人が、女子教育について正確な思想をもつようになったが、儒教主義と西洋主義の移り変りの時期で、種々の学芸が入ってきて、「その難かしい

学校令直後の女子教育論について

こと昔日の比に非ざるなり」と云って、矢田部良吉は、文部省が東京高等女学校に訓示した「生徒教導方の要項」に賛成し、次のように述べている。「我文部省ハ去ル12月6日東京高等女学校ニ生徒教導方ノ要項ヲ訓示シタルカ此要項ノ如キハ其當ヲ得タルモノナリ其第一条ニ曰ク『先ツ女子生涯ノ職分ノ基トナルヘキ普通学科ヲ教ヘ尋キテ一家ノ責任ヲ負担スルニ切要ナル学科及芸能ヲ習ハシメ最後凡一年間ハ夫妻ノ関係、舅姑ニ対スル心得、育児法、婢僕ニ対スル心得、朋友親戚ニ接スル心得及交際動作ノ心得等ヲ講究セシムル事』と此に謂う処の普通学科及び切要なる学科芸能を教授するが如きは容易なる事柄にして其課程を編成するは格段に其人を撰択せずして為し得べきものなり然れども夫妻の関係以下の事柄は最も注意を要するものにして我邦今日新主義に移り行く所の特殊なる時勢にありては女子の心得方は如何あるべきやを充分に洞察させるべからざれば其人を得るに非ざれば好結果を呈せしむることは到底出来ざるべし云々²⁹」と述べ、さらに「我邦の女子に適したるものならば全国官私立の女学校の模範とし」と、この教育内容を当時の女学校の基準とみなしている。

以上のように、学校教育がまだ一般に普及せず、家庭で行われていた女子の教育内容とも云うべき稽古ごとがまだ盛んで、その頃の状況を世論を通して知ることができた。そして明治5年既に設置され、一般教養を主体とした官立の東京高等女学校の模範的な教育内容に触れることもできた。次いで、世論にあらわれた教育内容をみることにする。

教育内容を身分階級によって分けているのは、矢田部良吉とエブラルである。両者ともに、よき母、よき妻が女子教育の目的であるから、その目的に合致し、また、身分に適当な学科を教えればよいと云い、身分階級を「上・中・下等の社会」と、「華族³¹或は貴族³²・士族・平民」の娘に、それぞれ分けて考えている。矢田部良吉は、前述の官立高等女学校の生徒教導方の要項に大賛成しているが、独自の考えとして、学科には文学・語学を主として、裁縫・割烹・音楽・手芸を挙げ、英語は男子と同等程度は学ぶべきで、新知識を得る道具とするくらいでなければ役に立たず、我が国には、よい小説がないので純粹で美術的な小説・育児・家事の洋書を読んで、地位を高めるとよい。なお、源氏物語に言及して、「如何にも猥褻を極め、若き女子の見るべきものではない」と云うあたり、この時代の女子教育ぶりがうかがえる。

エブラルは身分を3階級に分け³³、「貴族の娘」は「婢僕」を指図する必要から家事を教え、また学科を加え、理学・歴史・音楽を教えてもよい。「平民」の子女は、小学校で読書・算術を習ったあと、女学校または職業学校へ行く。「下等社会の娘」は小学校で手習い・読書・算術を学べばよいと考えている。

明治維新によって封建社会は崩壊し、明治政府は、いち早く四民制度を撤廃したにも拘らず、身分差別意識が根強く残り、女子教育に影響を与えている。

身分階級別に続いて、女の本分に従って分けられた教育内容をみることにする。男子と女子は教育を同等にすべきでないという理由が挙げられ、女子は女子相当、と云う考えが多数を占めたが、「女の本分」の名のもとに、男子と同等に教育が受けられず、当時の進歩的な女性

学校令直後の女子教育論について

を大いに悔やしがらせた所謂「女の本分」を完うするに必要な学科を河原一郎と、色川罔士により展開する。

女子教育の大目的は良妻賢母であるから、と云って河原一郎は、特に修身科と家政科を重視している。修身科には云うまでもなく、明治23年に発布された教育勅語を綱とし、忠君愛国の精神を涵養するものとする。Ⅱの目的のみたように、情け深い慈母、或は子どもの母親から、修身科の発足によって、その後は次第に国家主義に基く儒教主義的傾向が濃厚になり、国の母が要求せられるようになる。家政科には裁縫・衛生・看護・家庭教育・料理法がある。その他、体操・美術・作文（言文を一致させ、必須とする）・歴史（修身科と連絡させる）などあり、これらが女子の本分を完うさせるのに欠くべからざる学科と考えられている。³⁸

色川罔士もまた「皇后宮の御旨にも、女子は人の母となるべきものにして、其子を誘掖薰陶すべき天賦の本分あるものなりと仰せられたりと承はる。今また女子の本分として任ず可き業務を取るに必要な知識を枚举すれば云々」と、教育内容を次の五項目に分類する。¹⁵

- ① 己の身命の保存（倫理学・生理学・心理学・教育学）
- ② 子弟の養育
- ③ 内政を司る（家政学—衣服・食物・住居・老幼の取扱い・親族朋友との交際・神事と仏事・礼式・出納・衛生・婢僕使用法）
- ④ 外事補助
- ⑤ 一家団樂の用に供する好尚の知識

職業教育については、まず子守学校と「貧女学校」^{19 20}について述べる。子守学校は、午前組と午後組の二部授業にして、1日4時間とする。学科は修身、読書、算術を2時間、あとの2時間は職業教育で裁縫、養蚕、紡糸、マッチ箱貼り、ハンカチ縁縫いを、土地の状況により行なうもの。なお子守学校に関する他の意見では、諸心力を錬成し、普通学校へ入る予備としておくことが考えられている。¹⁹

「貧女学校」は、子守りの年齢より少し年長者で、子守学校の授業の終わったあと、午後やはり二部授業をして場所、道具は子守学校と同じものを用い、管理・経営も同じにすることとしている。

教育内容に関する世論がやや少なかつたのであるが、それでも学校令直後の女子教育の方針はまだ備わらず、と云われる如く、いろいろな種類や形態の教育内容をみることができた。どれを見ても女子教育がまだ十分に理解されず、女子が軽視され、男子と同等に教育できないと云われ、女の本分、男女の性格が異なるからとの理由で、別学として女子のみ学ばねばならなかつた、女性軽視の長い歴史の傷あとが、この教育内容を通して非常に鮮明に、また明確にすることができた。私学については、今回触れなかつた。

結 論

学校令直後の女子教育は、いつこうに進まなかったが、それは第一に政府当局の女子教育に対する姿勢に大きな問題があったと考えられる。それとともに、当時の知識人と考えられる人たちの女性観にも問題があったと云える。

「男女の別なく」と謳いながら、実際には官公立の女子中等教育機関は、師範学校を除いては長い間、規程さえ作られず、高等教育機関に至っては、固く門戸を閉ざされていた。

女子教育について、政府が無理解・無政策であったために、この政府の政策を指導方針とする一般世論には、近代学校教育は遙かに程遠く、女子に学問は不要であった。それは、進歩的な議論の中でも「男子と同じに教育すべきでない。男子の進む度に従って、という意味ならばよい」という程度のものであったことである。このことが、一般的には、社会一般の女子教育の無理解、ないしは女子教育理解の水準の低さを形成したものである。従って、これが政府の政策にも反映したのを見ても、それを知ることができる。

また、この時期は儒教思想の影響も強くその立場からの、よき妻、よき母、国の母が主張されたと考えられる。

以上の如き当時の世論から、一大転換期にあった学校令直後の女子教育に対する教育観、女性観を眺めることができた。それは、男子教育が転換期であったにもかかわらず、女子教育は、国家主義の影響をうけた以外は進歩にみるべきものが少ないということである。

(短大家政学科 講師)

文 献

- | | | | | |
|---|------------|----------------|-----------|---------------|
| ① | 文部省内教育史編纂会 | 明治以降教育制度発達史第2巻 | 昭39.10.10 | P.292 |
| ② | 渋川 久子 | 教育 近代日本女性史1 | 昭45 .8.10 | P. 45 |
| ③ | 志賀 匡 | 日本女子教育史 | 昭35. 3.25 | P.350 |
| ④ | 大日本教育会雑誌 | No. 83 矢田部良吉 | 明22. 2.10 | P. 99 |
| ⑤ | 〃 | No. 121 河原 一郎 | 明25.10.30 | P.579.580.585 |
| ⑥ | 〃 | No. 132 辻 新次 | 明26. 9.25 | P.1297 |
| ⑦ | 志賀 匡 | 日本女子教育史 | 昭35. 3.25 | P.360 |
| ⑧ | 大日本教育会雑誌 | No. 78 えぶらる | 明21. 8. 9 | P.610 |
| ⑨ | 〃 | No. 47 矢田部良吉 | 明20. 1.15 | P.8.11 |
| ⑩ | 〃 | No. 133 中川謙二郎 | 明26.10.10 | P.22 |
| ⑪ | 〃 | No. 78 えぶらる | (前掲書) | P.604.605 |
| ⑫ | 〃 | No. 71 中川 重麗 | 明21. 9. 9 | P.42 |
| ⑬ | 〃 | No. 79 杉浦 重剛 | 明21.10. 1 | P.783 |
| ⑭ | 〃 | No. 96 角田 真平 | 明23. 4.15 | P.162 |

学校令直後の女子教育論について

⑮	〃	No. 80	色川 颯士	明21.11. 1	P.774~777
⑯	〃	No. 47	矢田部良吉	(前掲書)	P.17
⑰	〃	No. 132	辻 新次	(〃)	P.1297~1301
⑱	大日本教育会雑誌	No. 121	河原 一郎	(前掲書)	P.581.582
⑲	〃	No. 45	渡辺 嘉重	明19.12.16	P.17~19
⑳	〃	No. 55	清水 尚義	明20. 5.16	P.189~191
㉑	〃	No. 54	梅沢 親行	明20. 4.30	P.155
㉒	〃	No. 54	日下部三之介	(前掲書)	P.155~157
㉓	〃	No. 54	金子 近義	(〃)	P.158
㉔	〃	No. 51	木村 匡	明20. 3.18	P.8~11
㉕	〃	No. 62	森 有礼	明20. 8.30	P.542
㉖	〃	No. 55	清水 尚義	(前掲書)	P.187~189
㉗	〃	No. 133	中川謙二郎	(〃)	P.21.22
㉘	〃	No. 120	上野道之助	明25. 9.30	P.539.540
㉙	〃	No. 47	矢田部良吉	(前掲書)	P.15
㉚	〃	No. 47	矢田部良吉	(〃)	P.18
㉛	〃	No. 83	矢田部良吉	(〃)	P.100~107
㉜	〃	No. 78	えぶらる	(〃)	P.610~612
㉝	〃	No. 121	河原 一郎	(〃)	P.582~585